

## 久邇宮倪子妃筆「三十六歌仙和歌御色紙」について

——久邇宮と竜田神社の関係を物語る御下賜品の考察——

内 田 誠 一

滋賀県東近江市の竜田神社の社宝に、久邇宮倪子妃(くのみやみこ)（一八七九

一九五六）の御染筆に係る「三十六歌仙和歌御色紙」がある。倪子妃は旧薩摩藩第十二代藩主・島津忠義公爵（一八四〇～一八九七）

の第八女で、明治三二年（一八九九）に久邇宮邦彦王(くによし)（一八七三～一九二九）に嫁された。香淳皇后（一九〇三～二〇〇〇）の母宮であり、今上天皇の祖母宮に当たられる。

倪子妃筆「三十六歌仙和歌御色紙」は、久邇宮と竜田神社との関係を物語る御下賜品のうちの一つである。(注1)この御色紙は、歌仙絵の上部に押されて（＝貼られて）おり、書と画が相俟って宮廷文化の

香気を放つ高雅な美術品としても注目されよう。本稿では、この御色紙について些か考察してみたい。

なお、敬称・敬語については、史家の仕法に倣い、最小限度にとどめるようつとめた。また、戦前の資料を引用する場合、仮名遣いは歴史的仮名遣いのままとしたが、漢字に関しては当用漢字に改めた。欠字（空格）については、肉筆資料の翻刻においてのみ残し、それ以外は省略した。

### 一、「三十六歌仙和歌御色紙」の基本データと現状

久邇宮倪子妃筆「三十六歌仙和歌御色紙」（以下、「歌仙御色紙」）は、現在、竜田神社より近江商人博物館に寄託されている。この「歌仙御色紙」については、「竜田神社財産台帳」（以下「財産台帳」）の「一、宝物の部」に記載がある。次に、記載内容を項目ごとに記す（／は改行を表す。以下同様）。

（財産区分） 宝第二〇号

昭和十三年／十二月十日(注2)

（名 称） 三十六歌／仙御色紙

（員 数） 参拾六面

（摘 要） 王朝紙 額装 御名御色紙壹枚附／竪四寸五分／横四寸

久邇宮故邦彦王妃／倪子殿下御染筆

昭和拾貳年五月壹日／御下賜／三十六歌仙ノ図／絹

本有職極彩色／竪一尺九寸／横壹尺／夜久臥崎筆(注3)

このように、「財産台帳」では簡潔に記載されているが、この記載から実物を想像するのは困難であろう。よって、筆者が調査した際のメモをもとに、説明を加えてみたい。

「歌仙御色紙」は全三十七枚、紙本の色変り色紙。ほぼ寸松庵色紙の大きさと、金砂子が散らされている。御色紙の法量は縦13・8×横12・0糎。御色紙には柿本人麻呂【図1】から中務までの三十六人の歌仙の和歌が、各葉一首ずつ散し書きで墨書されている。

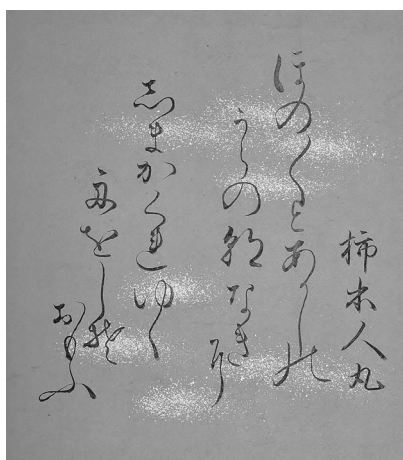
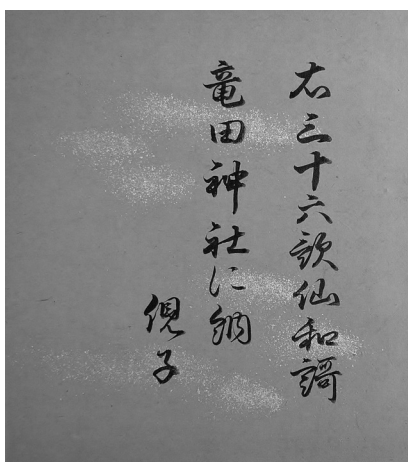


図1 倪子妃筆「柿本人麻呂和歌御色紙」

なお、散し方は各葉異なり、倪子妃の仮名の技量の高さを彷彿させる。絹本に極彩色で描かれた夜久臥崎筆の三十六枚の歌仙絵一枚ごとに、この「歌仙御色紙」が一枚宛押されている。歌仙絵の、額の縁に隠れた部分

を除いた法量は、縦57・8×30・8糎（額の縁を取り外して絵の実寸を計測できないため）。但し最後の中務の額だけは例外で、御色紙が二葉押されている。中務の和歌が認められた御色紙の左に並べて、もう一葉御色紙が押されており、「右三十六歌仙和詞／竜田神社に納／倪子」と認められている。即ち、倪子妃の識語と署名が記された一葉【図2】である。御色紙の押された歌仙絵は、一枚ごと

図2 倪子妃の識語と御署名

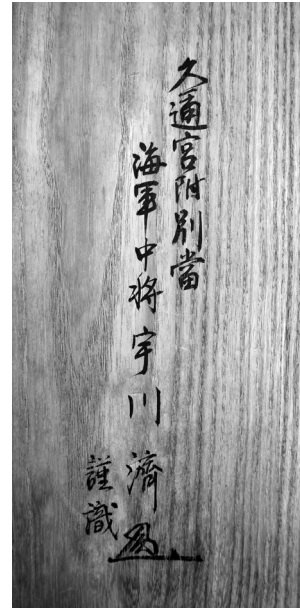


に女桑を用いた和額に仕立て額装されている。額の法量は、縦60・3×横32・8糎。なお、表面を保護するガラスは無い。御色紙と絵の保存状態が極めて良好であるのは、細心の注意を払って保存されてきた上に、皇族御染筆の社宝という性質上、掲げられる機会が極めて少なかったためであると推測される。

額は一面ずつ木綿の袋に入れられた上で、十二面ごとに計三箱の桐函（被せ函）の中に、立てて収納されている。各桐函の蓋（縦39・7×横38・2糎）の表には、久邇宮附別当の宇川済海軍中将の筆で「三十六歌仙和歌御色紙」と墨書されている。その墨書の下の方、即ち蓋表の妻の部分中央には「雪」「月」「花」のいずれかの文字が行草書で墨書されている。「雪」と書かれている函には人麻呂から小町、「月」と書かれている函には兼輔から信明、「花」と書かれている函には清正から中務の額が、それぞれ納められている。一方、蓋裏には「久邇宮附別当／海軍中将宇川済（花押）／謹識」と墨書されている【図3】。

なお、函書を保護するために、蓋にはそれぞれ畳紙が被せられて

図3 桐函の蓋裏にある宇川済の署名と花押



いる。詳しく記すと、「雪」と墨書されている蓋には「左右／一番より六番／雪」と墨書された畳紙が、「月」の蓋には「左右／七番より十二番／月」の畳紙が、「花」の蓋には「左右／十三番より十八番／花」の畳紙が、それぞれ付けられている。また、函の身の方の内側には「三十六歌仙像／平安夜久臥齋画」と墨書されている。

さて、この「歌仙御色紙」に認められた和歌は以下の通り。( )内は脱字。なお、行末の左に添えるようにして書く「下草」は、改行と見做さず、斜線( / )を付けていない。

柿本人丸

ほのく／とあかしの／うらの朝なきに／しまかくれゆく／舟をしそおもふ

紀貫之

さくらちる／この／したかせハ／さむから／て／そらに／しら／れぬ／ゆきそ／ふり／ける

凡河内躬恒

わかやとの花見か／てらにくる／ひと／は／ちり／なむ／のちそ／こひしかる／へき

伊勢

ちりちらすきか／まほしきをふるさとの／はな見てかへる／人もあはなむ

大伴家持

さをしかの／あきたつ／小の、／あき萩に／玉と／見る／まで／おける／しら／露

山部赤人

わかのうちらに／しほみち／くれは／かたを／なみ／あし／へを／さして／たつ／なき／わた／る

在原業平

世の中にたえて／さくらのなかりせは／はるのこ、ろハ／のとけからまし

遍照

我やとはミちも／なきまで／あれにけり／つれなき／ひとを／まつと／せし／まに

素性法師

いまこむと／いひしは／かりに／なか／月の／あり明の／つきを／まちい(て)／つる／かな

紀友則

ゆふされハさほの／かはらの川霧に／ともまとはせる／ちとりなくなり

## 猿丸大夫

奥やまに／もみち／ふみわけ／なく／しかの／こゑ／きく／とき／  
そ／あきは／かな／し／き

## 小野小町

いろ見えて／うつろふ／ものハ世の／なかの／人のこゝろの／はな  
にそありける

## 藤原兼輔

人のおやの／こゝろはやみ／にあらねとも／こをおもふ道に／まよ  
ひ／ぬる／か／な

## 藤原朝忠

あふことのたえて／しなくは／なか／くに／人をも身をも／うらみ  
さら／まし

## 藤原敦忠

あひ見てののちの／こゝろに／くらふれは／むかしはものを／おも  
ハさりけり

## 藤原高光

かくはかりへかたく／みゆる／世の中に／うらやましくも／すめる  
月かな

## 源公忠

ゆきやうて山路／くらしつ／ほと／きす／いまひと／こゑの／きか  
ま／ほ／し／さに

## 壬生忠岑

春たつといふ／はかりにや／みよしの、やまも／かすみて／今朝ハ  
ミゆ／らむ

## 斎宮女御【図4】

ことの音にみねの／まつかせ／かよふらしいつれの／をよりしらへ／  
そめけむ

図4 御色紙の押された歌仙絵（斎宮女御）



## 大中臣頼基

ひとふしに／千代をこめたる／杖なれば／つくともつきし／君かよ  
は／ひは

## 藤原敏行

秋きぬと／めには／さや／かに／見えね／とも／かせの／おと／に  
そ／おとろ／かれ／ぬる

## 源重之

よしのやま／みねの／しら雪／いつ／きえて／けさハ／かす／み  
の／たちか／はる／らむ

## 源宗于

ときはなるまつの／みとりもはるくれは／いまひと／しほ／の／い

ろま／さり／けり

源信明

こひしきはおなし／心にあらずとも／こよひの月を／君見さらめや

藤原清正

子の日してしめつる／へのひめ小松／ひかてや千世／のかけを／  
またまし

源順

水のおもにてる／つきなみを／かそふれは／こよひ／そ秋の／  
もなかなりける

藤原興風

ちきりけむこ、ろそ／つらきたな／機の／としにひとたひ／あふハ

あふかは

清原元輔

秋の野のはきの／にしきをわか／やとにしか／のねなから／うつし  
てしかな

坂上是則

みよしの、やまのしら／ゆきつもる／らしふるさと／さむく／な  
り／まさる／なり

藤原元真

人ならばまでと／いはましほと、きす／ふたこゑとたに／なかくてゆ  
くらむ

小大君

いは、しのよるの／ちきりもたえぬへし／あくるわひしき／かつら  
きの神

藤原仲文

有明の／つきの／ひかりを／まつほとに／わか／よの／いたく／ふ  
け／に／ける／か／な

大中臣能宣

ちとせまでかきれる／まつもけふよりは／君にひかれて／よろつよ  
やへむ

壬生忠見

さよふけてねさめ／さりせは／ほと、きす／人つてにこそ／きくへ  
かりけれ

平兼盛

みやまいて、よはにや／きつるほと、きす／あか／つき／かけて／  
こゑ／の／きこ／ゆ／る

中務

うくひすのこゑな／かりせは雪き／えぬ／山さといかて／はるをし  
らまし

歌仙絵の筆者・夜久臥崎（生没年未詳）は、京都福知山の人で、  
谷口香嶠（一八六四～一九一五）の門下。師の谷口香嶠が歴史画の  
名手であったため、臥崎も師風を受け継ぎ、歴史画を得意としたよ  
うである。ところで、この歌仙絵、巷間に出回っている臥崎の他の  
作品に比べると、ずば抜けて作行きが良い【図5】。皇族親筆の御色  
紙が押されることになる歌仙絵の制作を拜命したため、相当に意を  
凝らし、恐懼謹画したものと思われる。



図5 夜久臥崎筆 歌仙絵 (小大君)



## 二、「歌仙御色紙」御下賜の経緯

### 1 久邇宮と竜田神社の関係について

竜田神社は滋賀県東近江市五個荘竜田町に鎮座している。「龍田神社由緒記」(「龍田神社々務所」作成の一枚刷の案内書、以下「由緒記」)の本文に拠ると、御祭神は、天照大神・菅田別尊・伊邪那岐命・伊邪那美命・天兒屋命・大国主命・日本武尊の七柱である。また、由緒については、社伝から、

「本社は創立の年代を詳にせざるも、現在氏子たる小杉氏・松居氏等一族の遠祖位田家の祖先が、霊夢に感じて大国主命の神霊を、此の位田村字松田の地に勧請し、鎮守の神として奉斎せし

に<sup>まかのほ</sup>廻れりと云ふ」(ルビ内田)としてゐる。

久邇宮との関係について「由緒記」は、社蔵記録から、

「もと、位田・市田両村は慶応元年八月賀陽宮(後に久邇宮と申す)の御領に指定せらるゝや、当社に対する宮の御崇敬殊に篤く、神号・社号等御染筆の寄進再三に及べり」(ルビ内田)

とする。ここで言う賀陽宮とは、朝彦親王(一八二四〜一八九一)を指す。「財産台帳」には、「加陽御殿御年貢皆済寛」や「加陽御殿御用札」など、「加陽御殿」関係の遺物が少なからず見える。「加陽御殿」とは賀陽宮邸のことであろう。当時、賀陽宮邸は、京都御所の南、恭礼門院の女院御所の旧所にあった。抑々、「賀陽宮」という宮号は、邸内にあった榎<sup>かや</sup>の老木に由来すると言われている。元治元年(一八六四)、朝彦親王は京都御所の南に邸宅を与えられ、それまでの宮号・中川宮から賀陽宮に改められた。位田・市田両村が「賀陽宮の御領に指定」されたのが慶応元年(一八六五)となれば、朝彦親王が賀陽宮を称されるようになった年(元治元年)の翌年のこととなるわけである。

佐藤誠朗『近江商人幕末・維新見聞録』(三省堂、一九九〇年)の第三章「店を切り回す―慶応元年」では、八月二六日に

「位田・市田・築瀬・町屋・河曲<sup>かまがり</sup>の五か村が中川宮領になったため、いろいろ張札などがあつて、村方は不穩である。またこのことで蒲生・神崎両郡村々が嫉んで、大いに混雑している」と聞いて、たいそう心配した」

とあり、また同月二八日早朝に

「お呼び出しがあつて、昼時、下立売御門から御所内の嘉陽御殿へ参上した。五か村から一人ずつ、位田村からは元蔵が進み出た。宮様諸太夫山下出羽守様・渡辺相模守様、御用人並河図書様・赤羽根主計様がご列席で、このたび中川宮御家領になつたと仰せ渡され、各村一両人が二、三日逗留するよう下知された」

とあるのが、その詳しい事情であらう。

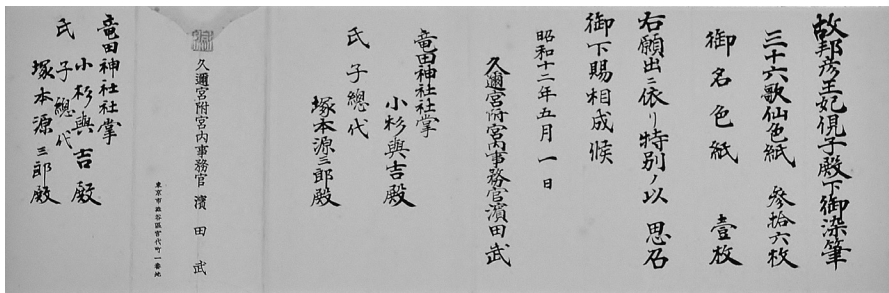
「由緒記」ではさらに、「当社に対する宮の御崇敬殊に篤く、神号・社号等御染筆の寄進再三に及べり」とあるが、朝彦親王の御染筆に係るものとして、「財産台帳」には、「祭神七柱神号の書 一卷」「社号の書 一幅」の二点が見える。また、邦彦王（一八七三〜一九二九）<sup>（注5）</sup>・朝融王（一九〇一〜一九五九）の御染筆に係る社号の書も台帳に見えており、朝彦親王のみならず、久邇宮三代に互つての御崇敬が篤かつたことを物語っている。

なお、朝彦親王・邦彦王・朝融王の書については、『安田女子大学紀要』第三十九号（二〇一一年）に発表した拙稿「久邇宮三代の書について」をご参照いただければ幸いである。

2 「歌仙御色紙」御下賜の状況を伝える副書

「歌仙御色紙」には、久邇宮家からの副書（縦19・7×横47・3 ㎝）が附属している【図6】。前述の通り、現在では御色紙は近江商人博物館に寄託されており、副書とは離されている。副書とそれが入っていた白封筒（縦19・7×横8・9 ㎝）は、現在、卷子に表具して保存されている。見返しから尾紙まで広げた状態の法量は、

高さ27・6×長さ133 1 ㎝。副書の内容は以下の通りである。  
 図6 副書と封筒



〈副書〉

故邦彦王妃倪子殿下御染筆  
 三十六歌仙色紙 参拾六枚  
 御名色紙 壹枚

右願出ニ依リ特別ノ以 思召  
 御下賜相成候  
 昭和十二年五月一日

久邇宮附宮内事務官濱田武

竜田神社社掌

小杉與吉殿

氏子総代

塚本源三郎殿

口折り部分に、「封」と刻された封緘印（白文方印）が捺されている。

副書が入っていた白封筒の裏（印刷）と表書は次の通り（封筒は広げて表具されているので、向かって右が裏、左が表書となっている。この順で翻刻する）。なお、封を閉じた

〈裏（印刷）〉

久邇宮附宮内事務官 濱田武

東京市渋谷区宮代町一番地

〈表書〉

竜田神社社掌

小杉與吉殿

氏子総代

塚本源三郎殿

副書はこの封筒に入れて封緘された上で、濱田事務官らの書簡（縦19・6×横46・9糎）とともに茶封筒（縦22・2×横12・6糎）に入れられて、竜田神社に郵送された。封筒表の左肩には、東郷平八郎の四銭切手が二枚貼られている。消印は押されているものの、日付部分は封筒の上から外れてスタンプされており、日付は不明である。さきほどの副書と白封筒が合装された卷子とは別に、この書簡と茶封筒も一巻の卷子に仕立てて保存されている。濱田事務官の書簡と茶封筒の表書・裏書は以下の通りである。

〈書簡〉

拝啓 御願ニ依リ／三十六歌仙副書／別紙之通り相認／御送附

申上候間／

御請取相成度／拝具／九月九日／濱田事務官／小杉与吉殿／塚

本源三郎殿

〈封筒表書〉

滋賀県神崎郡五箇荘村竜田神社／小杉與吉殿

〈封筒裏書〉

東京渋谷／久邇宮／濱田事務官

副書の記述および「財産台帳」の記載から、「歌仙御色紙」が御下賜されたのは、昭和十二年（一九三七）五月一日のことと判明する。仮に、この年に御色紙が御染筆されたとすれば、梶子妃数え年五十九歳の御作となる。

ところで、白封筒入りの副書を送るために書かれた濱田事務官の書簡の日付は九月九日となっており、御下賜から四箇月以上が経過している。本来ならば、このような副書は、御色紙に添えられるべきものかもしれないが、御下賜された時には附属していなかった。仮に御色紙が郵送されてきたのであれば、その際の濱田事務官の書簡が存在するはずであるが、「財産台帳」には見えない。尤も当時の通念から言って、皇族の御親筆という貴重な御下賜品を郵送するようなことは極めて考えにくい。このことから、「歌仙御色紙」が御下賜されるに当たっては、竜田神社の社掌や総代が、東京渋谷の久邇宮邸ないしは京都の河原町通荒神口の久邇宮邸に伺候して、直々に拝戴した可能性が高いであろう。とすれば、もともと御下賜品に副書の類が附属していないのは、ごく自然なことであろう。想像を逞しくすれば、竜田神社側としては、御色紙が御下賜されて二三箇月は、喜悅の極みで何も考えることはなかったであろう。しかし、時間が経過するに従い、社宝として代々襲蔵していくものであるから、宮家よりいつ、何を御下賜されたのかという正式な文



書を併せて拝受したいと、現実的な思考をめぐらすようになったのではない。濱田事務官の書簡に「御願ニ依り 三十六歌仙副書別紙之通り相認 御送附申上候」云々とあるのは、そういう経緯を示唆するものであろう。恐らくは昭和十二年の夏ごろに、神社側から久邇宮家に、副書を拝受したい旨の願い出があり、それを聴許した宮家より、九月に神社へ副書が送られてきたということではないか。こう考えると、御下賜から副書送付までの四箇月余の時間の経過に、違和感を感じることもなくなるわけである。

### 3 「歌仙御色紙」御下賜の背景

京都林泉協会の会報「林泉」第五五九号（二〇〇〇年一月）に、佐々木利三氏の「街道をゆく（二十）——近江五個荘町の竜田神社」という一文が掲載されている。該稿では、本稿が論じている「歌仙御色紙」が簡単に紹介されているが、その末尾に、「何故竜田神社にその染筆三十六歌仙を納められたかの事については後考を待つことにする」とあるように、久邇宮家と竜田神社の関係は解っていない。「歌仙色紙」が御下賜された理由は不明である。前掲の副書に「願出ニ依り特別ノ思召ヲ以テ御下賜相成候」（解り易くするため一部表記を改めた）とあることから、竜田神社側から、御染筆を拝戴したい旨の「願出」があったことは間違いないであろう。

ただ、和歌一首が御染筆された掛軸一幅を御下賜するということがあれば、疑問を懐くこともないが、小型の色紙とは言え、三十六枚もの色紙に和歌を認められるのは、相当に時間と神経の要ることであり、このような組物を御下賜されるというのは尋常のこととは

思えない。「歌仙御色紙」各葉を実際に拝見すると、御筆致の調子に違いが見られるので、一度に御染筆されたものではないようである。では、三十七枚の御色紙を一括して御下賜になる背景には何かあったのであろうか。竜田史編纂委員会の事務局長である市田正尚氏は、次のように分析・推測する。

「副書の宛名の一人である塚本源三郎は、大字川並の人で、実は竜田神社の氏子でもなければ、正式に選出された総代でもない。それにも拘わらず副書の受取人の一人として塚本の名があるのは、彼が久邇宮家と竜田神社とのパイプ役であったからではないか。塚本は、東京に進出していた塚本商店の経営者であった。御色紙御下賜の裏には、塚本や、当時の竜田の分限者で竜田神社の有力な氏子である小杉家・松居家あたりが久邇宮家に相当の寄進をしたからではないか。また、倪子妃の御染筆を所望したのは、倪子妃は良子皇后（香淳皇后）の母、即ち天皇の義母であり、その御染筆を拝戴することが、ステータスであると考えたからであろう」（市田氏談）

御下賜の背景に、神社側（実際には土地の分限者）の久邇宮に対する格別の功労を推測することは、ごく自然なことであろう。筆者は竜田の土地柄や歴史に不案内であるので、市田氏の推測の詳細部分の可否を判断するような立場にはない。ただ、三十七枚という組物の御下賜には、それに値する神社側の相当な功績があったことは間違いないであろう。

## 4 夜久臥崎の歌仙絵は御下賜品なりや

本稿の「一、『三十六歌仙和歌御色紙』の基本データと現状」において引用した「財産台帳」には、「三十六歌仙御色紙 参拾六面 王朝紙 額装 御名御色紙壹枚附」とあり、歌仙絵のことは書かれていない。ただ、摘要欄に「三十六歌仙ノ図 絹本有職極彩色 竪一尺九寸 横壹尺 夜久臥崎筆」とあるのみである。また、副書【図6】には、歌仙絵のことが一つも触れられていない。これは何を意味するのであろうか。

「歌仙御色紙」が御下賜されるに当たっては、神社側の功績があったことが予想されると前述した。しかし、いくら功績があったとは言え、久邇宮家側が、倪子妃の御染筆の御色紙を押すための歌仙絵をわざわざ夜久臥崎に依頼して描かせ上で、御色紙を押して御下賜するであろうか。久邇宮家側がそこまで用意するということは考えにくいのではないか。

恐らく、竜田神社側は三十七枚の御色紙を御下賜されて、どのように装潢を凝らし、どのように保存したらよいかを考えたことであろう。御色紙を帖仕立にすることも考えたであろうが、小型の色紙であるから小さい帖とならざるを得ない。それではややインパクトに欠ける。そこで三十六歌仙の絵を絵師に描かせ、その上に御色紙を一枚宛押すという伝統的な手法を選んだのではないか。勿論、それは絵師屋の惣憑によるものかもしれない。

そう言えば、毘沙門堂門跡が嘗て所蔵していた後西天皇御宸翰の御色紙七葉（うち最大の一葉が縦3・03×横2・97種、最小の一葉は縦1・42×横1・36種という極小色紙）は、狩野常信に

よって旭日と屏風の絵が描かれた台紙の「屏風の絵の中」に押されて軸装されていた。<sup>注7</sup>つまり画中で、「屏風仕立ての御色紙」を拝するという虚実融合の体裁をとる趣向である。このような形で装潢すれば、切手のように小さい極小色紙であっても存在感を増すことになるわけである。話を「歌仙御色紙」に戻すと、御下賜された御色紙を、絵師に描かせた歌仙絵の上に押すことは、御下賜品に対する敬意を表すことになろうし、世俗的な意味では、社宝を豪華に演出し、展観する際に耳目をより惹くことにもなる。そう考えると、歌仙絵は久邇宮から御下賜されたものではなく、「歌仙御色紙」を御下賜されてから装潢を施す際に、神社側（前述の分限者である三者？）から夜久臥崎に作画を依頼したと考えるのが穏当であろう。そして装潢し畢わってから、函書を宇川済中将に頼んだということではあるまいか。

本稿では久邇宮倪子妃の「三十六歌仙和歌御色紙」について紹介するとともに、些か考察を加えてみた。紙幅の制限もあり、意の尽くせない部分もないわけではないが、それは別の機会に補おうと考えている。また、竜田神社は、他にも久邇宮からの御下賜品を宝蔵している。今後、これらについても調査させていただき、その成果を論文化していきたい。

## ■注

注1 竜田神社には、他にも久邇宮関係の資料や久邇宮から御下賜された御染筆が残されている。

注2 他の宝物では、財産区分の次の項目には年月日の記載がないが、こ

の「歌仙御色紙」では、年月日が記されている。この年月日が何を示すのか不明であるが、御下賜品である色紙を社宝とすることを神社庁に報告した日ではないかと市田氏は推測している。

注3 目録には「臥崎」とあるが、本来「臥崎」とすべきである。桐園の身の方の内側に、「三十六歌仙像／平安夜久臥崎画」と墨書されているが、行書で書かれているため、「崎」の字の傍の下半分が「馬」の字のように見える。そのため「臥崎」としてしまっただけであろう。なお、夜久臥崎は、画の師匠である谷口香崎の号の一字「崎」を貰い、臥崎と号したものと思われる。

注4 現在、宮邸跡地には、梨本宮守正王（朝彦親王第四皇子）の筆になる「貽範碑」なる石碑が残る。「貽範」とは手本を遺す意で、親王の薨後四十年の昭和六年（一九三二）に立碑された。幕末維新に国事に力を尽くし、世に手本を示した親王を報恩景仰した石碑である。

注5 「由緒記」には、「明治の初、宮は安芸国に幽居し給ひしにより、当時の文書記録散逸し事蹟堙滅せんとせしが、大正十一年久邇宮邦彦王殿下其の由を問召され、其の十月近侍牧野克次をして調査せしめ、翌年一月御神前供饌用の御名札を下附し給ふ」とあり、邦彦王のことを記している。「安芸国に幽居」というのは、公武合体派の中心人物であった朝彦親王が、孝明天皇崩御の後に尊皇攘夷派公卿が復権する中で、岩倉具視の策謀により、明治元年（一八六八）から三年（一八六七〇）まで広島に謫居させられた事件を指す。

注6 東京日本橋の株式会社塚本商店（現在の社名はツカモトコーポレーション）の経営者。初代塚本定右衛門が文化九年（一八二二）、甲府に小間物問屋「紅屋」を開いたことに始まる（同社ホームページの「会社沿革」の年表に拠る）。

注7 「宸筆集」（京都府発行、一九一六年）に、「（七六）後西院天皇御色紙」として所載。「金泥模様地ノ豆色紙ニシテ、肉眼ニテ拝見シ難キ程ノ御細字ナルニカ、ハラズ、実ニ御筆法正シク宸書セラレタリ」と、猪熊信男が解説している。なお、現在この御宸翰は旧蔵寺院より民間に流出している。

#### ■付記「龍田」と「竜田」の書き分けについて

神社名は、元宮司・小杉利一氏の拘りから「龍田」を用い、行政地名は昔から「竜田」の文字を用いている、との教示を市田氏より受けた。前掲の「由緒書」で「龍田神社」となっていたのはそのためであろう。ただ、邦彦王御染筆の御神額【図7】や倪子妃の識語、濱田事務官の副書や書簡などにおいては全て「竜田神社」となっている。市田氏の推定では、五個荘の竜田神社の社格は村社であり、奈良県生駒郡に鎮座する龍田大社（旧官幣大社）と龍田神社（旧県社）の二社よりも社格が低いため、久邇宮家では「竜」の字を使ったのではないかとする。また、同氏から、五個荘の竜田神社が或る時期から「龍田神社」と表記したのは、小杉元宮司一人の拘りによるもので、竜田史編纂委員会としては、今後、邦彦王の御神額にある通り「竜田神社」と表記したいとの意向を伺った。よって本稿では、神社名・地名ともに「竜田」と表記した。ただ、引用資料で「龍田」と表記されている場合はその表記に従って引用した。

筆者按ずるに、世間では「龍」を「竜」の古い形とみる誤解があるが、楷書の「竜」は、隋代の「美人董氏墓誌」に既に用いられている。また、甲骨文や金文にも、のちの楷書の「竜」の字体の原型と思われる形が見られる。よって、「竜」は決して後世の略字ではない。

図7 邦彦王御染筆の御神額（部分）



## ■追記 1

入稿直前の九月二十三日、本稿で考察した「歌仙御色紙」が、竜田神社において一日だけ公開展示された。この企画については、九月二十二日付の京都新聞が、「陛下の祖母の直筆公開」との見出しで、「小大君」の色紙と歌仙絵のカラー写真を入れて、大きく記事掲載している。記事には、「戦後数度しか公開されておらず、主催の住民たちは『地域の宝を見る貴重な機会』と話している」とある。

## ■追記 2

本稿の初校が手許に届いた十二月一日、奇しくも竜田史編纂委員会の市田正尚氏よりメールが届き、新資料二点が発見されたとのこと、そのコピーが添付されていた。宇川済中将のペン書きの「歌仙御色紙」の添状のコピー、および御色紙の額装に関する「値積書」（恐らくは経師屋が竜田神社に示したものの）のコピーがそれである。最近、塚本源三郎の旧邸である八年庵（現在、三輪國男氏の所有）から発見されたものという。宇川中将の添状の内容は次の通りである。

「昭和十二年四月十五日／久邇宮大妃侘子殿下特召塚本源三郎賜其染毫三十六歌仙／和歌色紙源感喜而奉納之龍田神社氏子松居久右衛門／門小杉佐浄小杉五郎左衛門胥謀製扁額掲宝前以／伝永久唯翼神光与皇威益熠耀应囑記由来云／久邇宮附别当海軍中将／宇川済（花押）／謹識」

次にこの八行の文章を書き下してみたい。

「昭和十二年四月十五日、久邇宮大妃侘子殿下、特に塚本源三郎を召して其の染毫三十六歌仙和歌色紙を賜ふ。源（源三郎のこと）感喜して之を龍田神社に奉納す。氏子の松居久右衛門・小杉佐浄・小杉五郎左衛門、胥な謀りて扁額を製り、宝前に掲げ、以て永久に伝へ、唯だ神光と皇威の益ます熠耀せんことを冀ふ。囑に应じて由来を記すと云ふ。久邇宮附别当海軍中将宇川済（花押）謹しみて識す」

左の辺欄の外に「表三十六歌仙和歌御色紙」とあることから、本来、「歌仙御色紙」を納める桐箱の蓋裏にこの文章を記す予定であったので

はないかと思われる。

ところで、注目すべきは、宇川中将の添状の第一行に「昭和十二年四月十五日」の日付が記されていることである。久邇宮附宮内事務官の濱田武名義の副書や竜田神社の「財産台帳」を見ると、「歌仙御色紙」は昭和十二年五月一日に下賜されたことになっている。今回新たに発見された添状の日付と半月の時間の差が生じる。これは何を意味するのであるか。筆者が推測するに、もともと、塚本の久邇宮家への功勞に対して下賜された「歌仙御色紙」を塚本が竜田神社に奉納するはずであったが、何らかの事情により、久邇宮家が竜田神社に下賜するという体裁をとることに変更されたのではないであろうか。

もう一つの新資料である「値積書」であるが、これは「歌仙御色紙」を押した歌仙絵の額装代金の見積書である。本稿で「歌仙絵は久邇宮から御下賜されたものではなく、「歌仙御色紙」を御下賜されてから装潢を施す際に、：（中略）：作画を依頼したと考えるのが穏当であろう」と推測したが、宇川中将の添状（文面に歌仙絵の記述が全く見られない）と「値積書」の発見は、筆者の推測が誤っていなかったことの証左や傍証ともなり得るものである。

## ■鳴謝

筆者が竜田神社の宝物を調査するに当たっては、学校法人淡海文化学園理事長で滋賀県神社庁神崎支部総代会長の小杉武志氏に過分のご厚意ご高配を賜り、併せて種々ご教示をいただいた。小杉氏のご高配がなければ、本稿執筆の基礎となる実地調査は成立し得なかつた。また竜田史編纂委員会の市田正尚氏からは、竜田や竜田神社の歴史について詳しくご教示いただき、本稿でも御説を引用させていただいた。さらには、竜田史編纂委員会委員長の高野勝次氏、松居信勝氏にもお世話になった。これらの方々に厚く御礼申し上げる。

（二〇一一・九・二九 受理）